

②インフラの整備状況

交通インフラについては、鉄道が、北海道の主要鉄路である札幌や旭川を結ぶJR函館本線、道東へ延びるJR根室本線が通っているため、特急利用で札幌から約50分、旭川駅から約30分、新千歳空港から約100分とアクセスが良く、上下線とも概ね30分間隔で運行されるので、利便性が高い。

また、道路網は、札幌から旭川に向う国道12号、道東へ繋がる国道38号、日本海へ通じる国道451号と各方面への結節点に位置し、さらに、高規格幹線道路は、道央自動車道が通り、滝川インターチェンジを有しているため、札幌から約60分、旭川から約35分、新千歳空港から約90分、旭川空港から約75分で移動が可能である。

このことから、優位な交通条件を背景に、北海道における交通の要衝となっている。

	重要地	距離 (高速利用)	時間 (高速利用)
空港	旭川空港	約80km	約80分
	丘珠空港	約90km	約70分
	新千歳空港	約130km	約90分
重要湾港	留萌港	約70km	約60分
	石狩湾新港	約105km	約90分
	小樽港	約125km	約90分
	苫小牧港	約145km	約100分
主要都市	札幌市	約90km	約60分
	旭川市	約50km	約35分



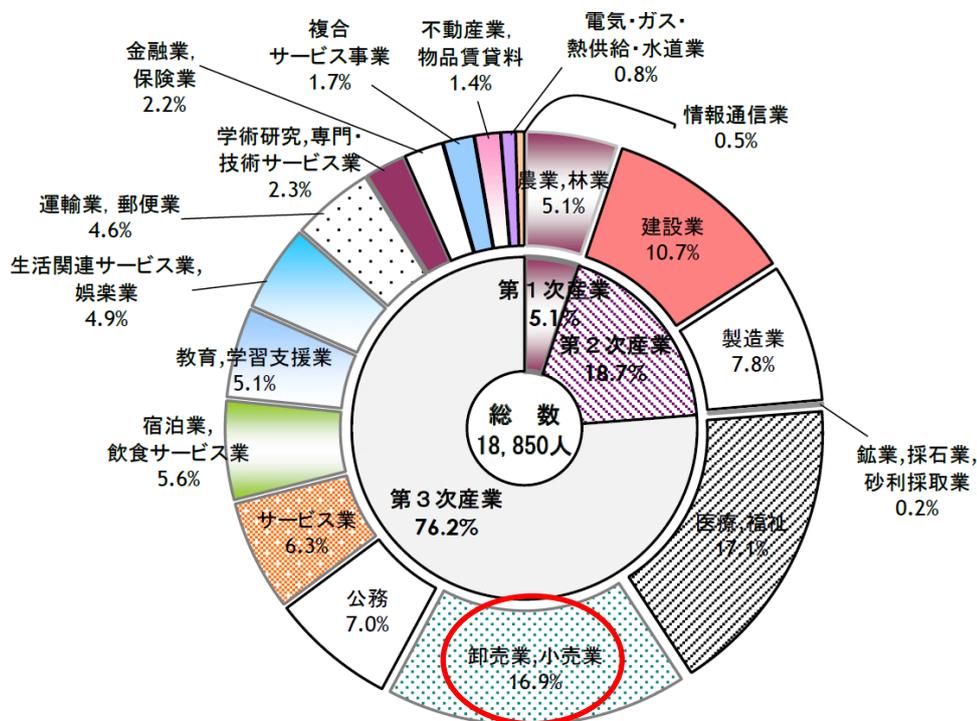
③産業構造

滝川市の産業別就業者数は、平成27年では、第3次産業が14,364人(76.2%)と最も高く、次いで第2次産業の3,525人(18.7%)、第1次産業の961人(5.1%)となっている。

基幹産業の一つである農業では、水稻、小麦、大豆等が主要作物である。また、搾油用に栽培している作物でありながら、今や日本一の作付面積を誇り、滝川の観光資源になった「菜種(菜の花)」は、景観の素晴らしさから、年々観光客が増加傾向にあり、「菜の花まつり」には、過去最高の約12万3千人(平成27年)の観光客が訪れている。

なお、農業を基幹産業としながらも、商業機能の集積や流通機能の拠点から、卸売・小売も盛んな地域であり、最も就業者が多い産業である。

■産業別就業者数の割合（平成27年）



【資料】総務省統計局「国勢調査」

■事業所数及び従業者数（平成26年）

	産業（大分類）	事業所数	従業者数
1	卸売・小売業	482	3,887
2	複合サービス業	342	1,757
3	医療・福祉	205	1,785
4	製造業	169	2,927

【資料】総務省「平成26年経済センサス基礎調査」

④人口分布の状況

滝川市の人口は、旧江部乙町との合併や近隣市町の産業の発展とともに増加を続け、昭和60年に52,004人となったが、近隣産炭地の炭鉱の相次ぐ閉山とそれに伴う関連産業の衰退が要因となり人口減少に転じ、平成29年9月末日現在で40,958人となっている。しかし、減少率は他市町に比べると低い状況にある。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

平成27年における滝川市の産業別就業者の割合を見ると、市の就業者に占める農業の割合は5.1%であるが、今後は地域の成長産業として見込んでいる。

また、滝川市は、札幌市と旭川市のほぼ中間に位置し、国道12号・38号・451号、北海道縦貫自動車道及びJR函館本線・根室本線が通っていることから、道央・道北・道東・日本海側の主要都市を結ぶ交通の拠点となり、札幌、旭川、富良野、留萌まで約60分圏内と交通利便性の高い環境にあるとともに、中空知地域の産業の中心として位置付けられている。

このことから、古くから交通の要衝として商業機能や流通機能が発展し、滝川市で最も就業者が多い産業は、全体の16.9%を占める卸売・小売業である。

一方、全国と比較し、滝川市は製造業への就業者数が少ない。製造業は地域雇用の増加をもたらすなど地域活性化における重要な産業であることから、本市としては、市の特徴である農業と卸売・小売業等の活用することが求められている。

そこで、物流・流通業の集積を生かすとともに、新たな企業の進出及び既存企業の新規投資を促進することによって、農業生産から加工・流通・販売までを含めた農商工連携・地域商社機能の獲得と、食と農を生かした産業拠点の形成及び雇用創出を目指す。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
付加価値額	一百万円	230百万円	—

(算定根拠)

- ・北海道内の1事業所当たりの平均付加価値額39.2百万円（平成24年経済センサスー活動調査）であることから、それよりやや高い40百万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を4件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.4倍の波及効果を与え、促進区域で230百万円の付加価値を創出することを目指す。
- ・230百万円は、促進区域の全産業付加価値（407億円）の約0.6%、製造業の付加価値（14億円）の約16.4%であり、地域経済に対するインパクトが大きい。
- ・また、KPIとして、地域経済牽引事業の平均付加価値額、地域経済牽引事業の新規事業件数、促進区域の平均所得額を設定する。

【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の平均付加価値額	—	40百万円	—
地域経済牽引事業の新規事業件数	—	4件	—
地域経済牽引事業の雇用創出数	—	22名	—

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（１）～（３）の要件を全て満たす事業をいう。

（１）地域の特性の活用

「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

（２）高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が 3, 9 2 0 万円（北海道の 1 事業所あたり平均付加価値額（平成 2 4 年経済センサスー活動調査）を上回ること。

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

①促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で 5. 5 % 増加すること

②促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で 8. 8 % 又は 2 人増加すること

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

本計画では重点促進区域は定めない。

具体的には、本市には、運輸業・郵便業の事業所数が51件、従業者数が878人、また、卸売・小売業の事業所数が482件、従業員数が3,887人となっている。全産業に占める物流及び流通関連企業の割合は、事業所数で26.3%、従業者数で27.1%と抜き出ている。

この交通インフラの優位性等により、本市は道央空知地域の物流の結節点として機能している。この道内各地から効率的に農産物等を集荷できる立地条件や能力、交通インフラ、物流・流通機能等の特性を生かすことができれば、本市を起点に海外需要の獲得を目指す農業者や中小食料品製造事業者等に対し様々なメリットをもたらすことができる。例えば、小ロットで商材を受け入れ、それらを束ね、後述の②で述べているような効率的・安定的な供給体制を整えば、滝川発の地域商社として海外との商流を構築することが可能となる。

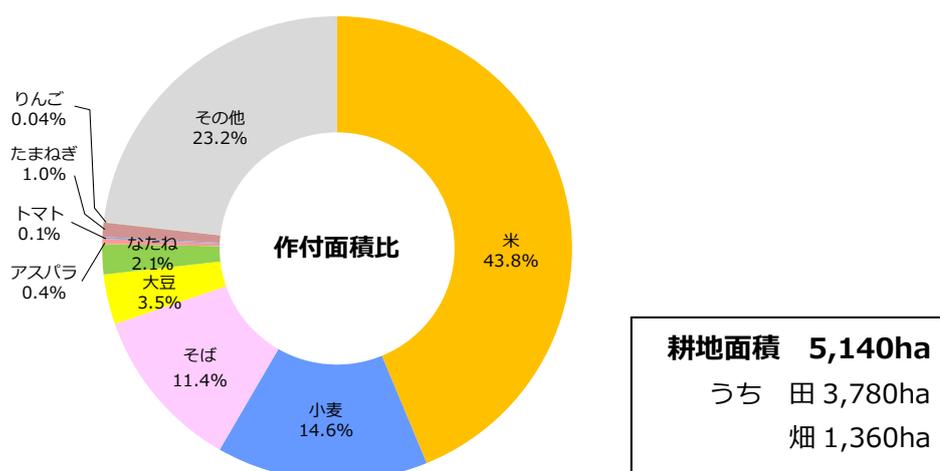
以上を踏まえ、交通インフラを生かした物流関連産業の高付加価値で地域経済に波及効果が高い事業を創出し、市の産業に好循環をもたらし、地域の稼ぐ力の底上げを図る。

②滝川市のお米等の特産品を活用した農商工連携・地域商社分野

滝川市の主要農産物は、米（ゆめぴりか・ななつぼし）を中心に、幻の小麦ハルユタカ、生産量日本一の水たね、キタワセそば、大豆などが主力であるほか、「なばな」、「りんご」、「トマト」、「いんげん」、「アスパラ」、「ごぼう」など、野菜類に関しては多品種生産を行っている。

また、畜産の面では、あいがもの生産やホクレンスワインステーションによるSPF豚の生産も行われている。

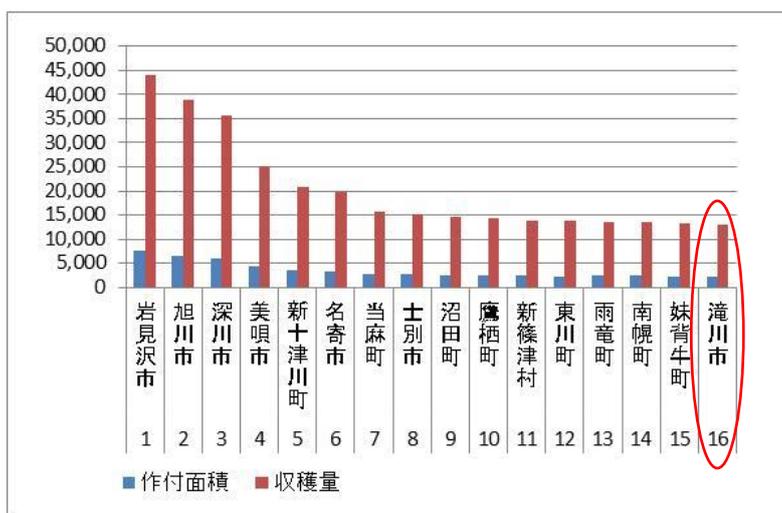
■滝川市の農作物の作付け面積



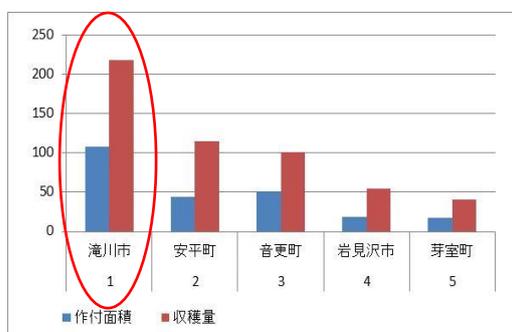
■滝川管内 農産品目別一覧 (平成25年度)

品名	作付面積	収穫量	備考 (品種)
米	2,250ha	12,900t	ななつぼし 1,272.0ha ゆめびりか 471.8ha きらら397 314.7ha おぼろづき 58.7ha
小麦	748ha	2,430t	きたほなみ 557.0ha 春よ恋 116.0ha ハルユタカ 48.2ha
大豆	179ha	430t	スズマル 116.0ha ユキシズカ 46.6ha
黒大豆 (黒千石・祝黒)	11ha	23t	
そば	586ha	304t	
たまねぎ	51ha	444t	
トマト	7ha	6t	
なたね (サキナタネ)	108ha	218t	
アスパラ	18ha	26t	
りんご	20ha	257t	

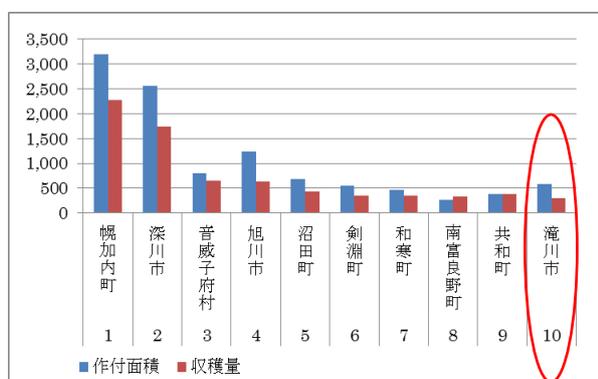
■水稻の市町村別収穫量



■なたねの市町村別収穫量



■そばの市町村別収穫量



これら農産品の付加価値を高める取組として、本市では農商工連携事業等の活用を推進しており、滝川の農産物の高付加価値化に繋がった事例も出てきている。

日本の農産品に対しては、アジアを中心に根強い人気があり、特に北海道産は圧倒的なブランド力があることから、今後、本市の農産品の海外展開にも力を入れていく。具体的には、経済産業省の「農商工連携等によるグローバルバリューチェーン構築事業」に市内の卸売事業者が採択され、本事業で最新式氷点冷蔵保管設備を導入することで、予冷技術が向上し、農産物の鮮度保持輸送が可能となるほか、保管機能の向上により、天候、気候条件、出荷可能期間などに左右される農産物等の需給アンバランスが解消され、効率的・安定的に供給できる体制（コールドチェーン）が構築された。今後は、コスト面や品質面でより安定した体制となった時点で、本格的な輸出に繋げることが可能である。

以上のことから、農産物・食品の新たな市場開拓を促進しつつ、生産から加工（高付加価値化）・流通（販路拡大）・販売（売上増）までを効果的に循環させることができる高付加価値で地域経済に波及効果が高い事業を創出ことによって、地域経済の活性化を目指す。



6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」に記載のような滝川市の様々な特性を生かした地域経済牽引事業を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。

事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備にあたっては、国の支援策の活用も検討する等、事業コストの低減や滝川市独自の強みを積極的に活用する。

(2) 制度の整備に関する事項

①固定資産税等の減免措置の創設等

滝川市では、活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、「滝川市企業立地促進等のための固定資産税の免除に関する条例」の制定を予定している。

また、北海道においては、活発な設備投資が実施されるよう、一定の条件を課した上で、不動産取得税の減免措置に関する条例を制定しており、地域経済牽引事業の用に供する施設を設置した場合の不動産取得税及び道固定資産税について、今後対象とする一部改正を予定している。

②企業立地促進のための低利融資

滝川市では、経営の近代化に資する事業用地の取得資金及び工場等又は機械設備の設備投資資金を円滑にすることを目的とした「産業立地資金」と、起業、事業規模の拡大、事業の多角化、業種転換及び新技術、新製品等の開発、活用等を行う中小企業者等に対し、必要な運転資金及び設備資金の調達を支援し、企業の事業活動の成長に資することを目的とした「産業創造パワーアップ資金」を整備しており、低利での融資が可能である。

③産業創出促進助成金事業

滝川市では、産業振興、雇用創出、地域経済の活性化に繋がる市民の活動や企業の新分野進出、起業化など、前向きな新しい事業の取組に対して支援する助成金を整備しており、農商工連携等の新たな取組に関する事業については、ポイントが高い。

④北海道産業振興条例に基づく助成措置

地域未来投資促進法の促進区域を北海道産業振興条例に基づく企業立地を促進するための助成の措置の対象地域として設定する。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

○研究機関や支援機関が有する分析・解析結果、技術情報の情報提供

地域企業の技術力向上のために、研究機関や支援機関が保有している情報であって、開

示可能な情報については、インターネット等により公開を進めていく。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

北海道経済部産業振興局産業振興課内及び滝川市産業振興部産業振興課内において、事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置する。

また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、北海道及び庁内関係部局と連携して対応していくものとする。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

地域経済牽引事業の促進にあたっては、滝川市、滝川商工会議所、江部乙商工会、たきかわ農業協同組合、北門信用金庫の5団体で構成された滝川市産業活性化協議会と連携を図る。

(6) 実施スケジュール

取組事項	平成29年度	平成30年度 ～令和4年度	令和5年度 (最終年度)
【制度の整備】			
①固定資産税等の減免措置の創設等	[滝川市] 3月議会に条例案提出、審議 [北海道] 12月に不動産取得税及び道固定資産税の課税免除措置に関する条例の改正を予定	運用	運用
②企業立地促進のための低利融資	制定済み、運用 ・中小企業特別融資制度 ・産業立地資金	運用	運用
③産業創出促進助成金事業	募集・運用	募集・運用	募集・運用
④北海道産業振興条例に基づく助成措置	条例施行規則改正準備等	改正規則の施行	改正規則の施行
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			

①研究機関や支援機関が有する分析・解析結果、技術等の情報提供	随時実施	同左	同左
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
相談窓口の設置	基本計画の同意に合わせて相談窓口を設置	同左	同左
【その他】			
滝川市産業活性化協議会	随時開催	同左	同左

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進にあたっては、滝川市産業活性化協議会、滝川商工会議所及び金融機関など、地域の支援機関がそれぞれの能力を十分に連携して支援の効果を最大限発揮できるように事業を実施し、地域経済牽引事業を支援していく。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①滝川市産業活性化協議会（滝川市・滝川商工会議所・江部乙商工会・たきかわ農業協同組合・北門信用金庫）

産業創出促進助成事業やTAKI-BIZ（タキビズ）相談窓口の設置により、地場の産業支援を行うとともに、雇用促進を図っている。

また、平成28年には、創業塾「B!Z Cafe なかそらち」を設け、起業を希望する方々に対し、創業にあたっての基礎知識や手続のほか、経営、財務、人材育成、販路開拓など、専門家の指導と相互の情報交換を通じた創業をサポートしている。

さらに、今年度からTAKI-BIZでは、北門信用金庫の支援を受け、滝川商工会議所内に事業承継・創業専門相談窓口を開設し、事業承継等に関する相談体制の強化を図っている。

②滝川商工会議所

上記①の滝川市産業活性化協議会に参画し、地域経済の発展を図る事業に取り組むとともに、ターゲット市場の見つけ方、ビジネスモデルの構築の仕方、売れる商品・サービスの作り方、適正な価格の設定と効果的な販売方法について、創業支援事業計画の策定、許認可・手続き、コア事業の事業展開の可能性や関連企業への拡大可能性を支援している。

③株式会社北洋銀行

滝川市と株式会社北洋銀行は、地方創生に関する地域経済の活性化に資する事業など

の実施において、積極的な連携及び協力を行うことによって滝川の発展に寄与することを目的に、包括連携協定を締結するとともに、地域経済分析を基にした産業支援連携や地場企業の採用成功に向けたプロジェクト等に取り組んでいる。

④北門信用金庫

上記③の株式会社北洋銀行と同じく、滝川市と北門信用金庫は、地方創生等に関する包括連携協定を締結し、産業支援や雇用機会創出等に、株式会社北洋銀行と相互連携する中、各種事業に取り組んでいる。

また、滝川市産業活性化協議会にも参画し、上記②のとおり、商工会議所内に開設した相談窓口において当行の職員を派遣し、個々の事業者の相談に応じるほか、その掘り起しのための事業所訪問や専門機関のアドバイス・橋渡しなどにも取り組んでいる。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないように配慮し、環境関連法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、地域経済牽引事業の活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。

特に、大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、当該事業の活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施する等、周辺住民の理解を求めていく。

また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

なお、滝川市は平成16年10月に滝川市環境基本条例を制定し、また、平成18年3月には、「たきかわ『環のまち』物語～滝川市環境基本計画・地域行動計画～」を策定するなど、環境の保全に対して独自の制限を設けており、引き続き、条例及び本計画に基づき環境の保全に配慮した上で地域経済牽引事業の促進を行う。

(2) 安全な住民生活の保全

地域の安全と平穏の確保は、環境保全と同様、地域の発展にとって欠かすことのできない要素である。犯罪及び事故のない安全で安心して暮らせる地域社会を作るため、犯罪・事故の発生防止に向けた啓発などにより住民一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、警察、学校、住民、企業の積極的な連携の下、より一層、地域ぐるみの体制強化を図っていく。

また、交通事故を防止するため、企業の事業所付近、特に頻繁に車両が出入りする箇所や交差点等、危険性が高いと思われる箇所については、ミラーの設置や警備員の配置等を求めていく。

(3) その他

①PDCA体制の整備等

PDCA体制については、滝川市産業振興部を中心に関係部課長による会議を毎年6月に開催し、本計画と承認地域経済牽引事業計画に関する効果の検証を取りまとめる。

また、取りまとめた結果については、滝川市産業活性化協議会において報告し、助言を求める。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

本計画では土地利用の調整を行わない。

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和5年度末日、又は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律(平成29年法律第47号)附則第7条第1項に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針(以下「新基本方針」という。)に基づいて、令和5年度末日までに改めて基本計画(以下「新基本計画」という。)を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。

(新基本方針に基づいて新基本計画を令和5年度中に作成する予定である。そのため、令和5年度をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和5年度末日、又は、新基本方針に基づいて、令和5年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。)

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。